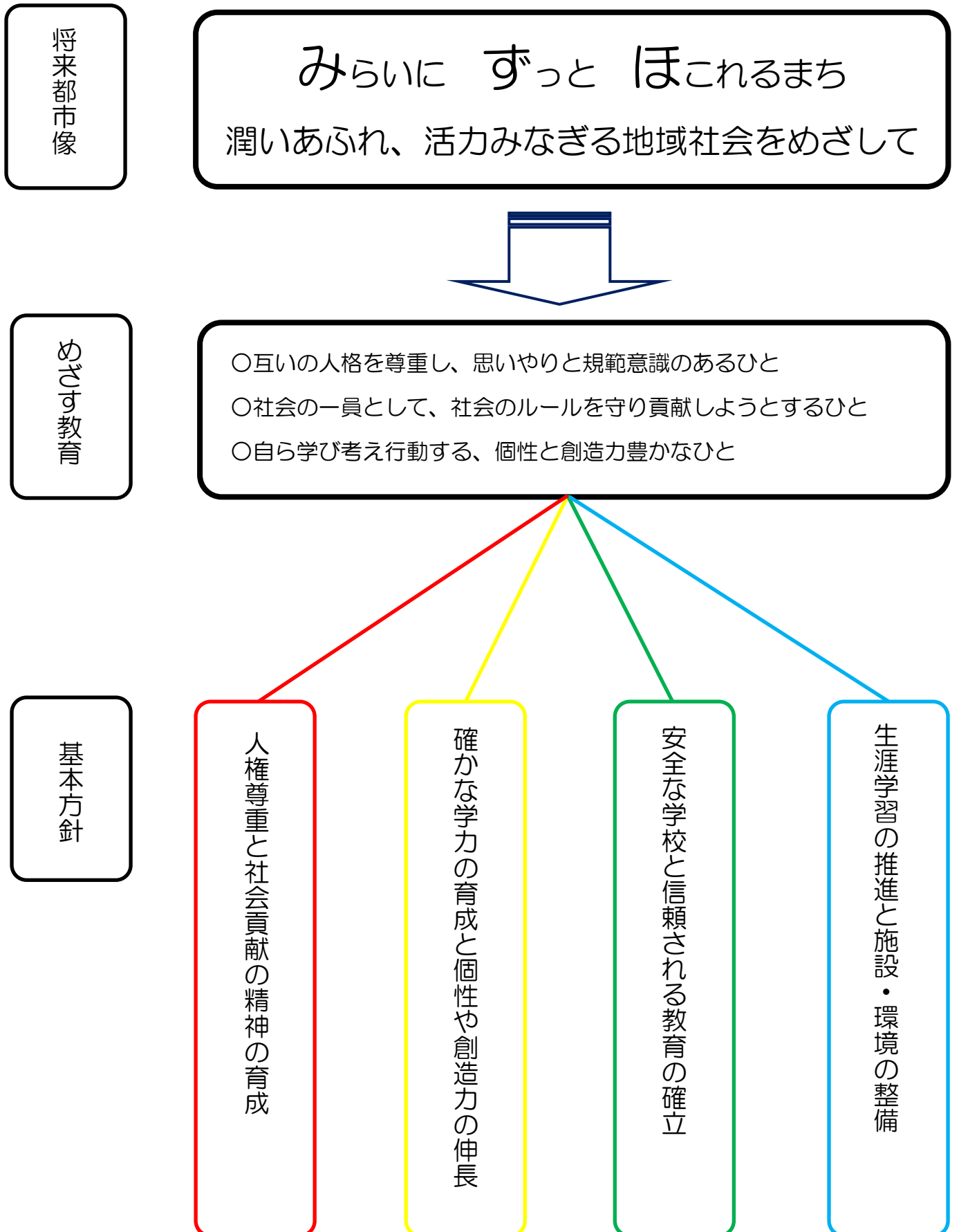


瑞穂町教育委員会教育目標・基本方針の位置づけと構成



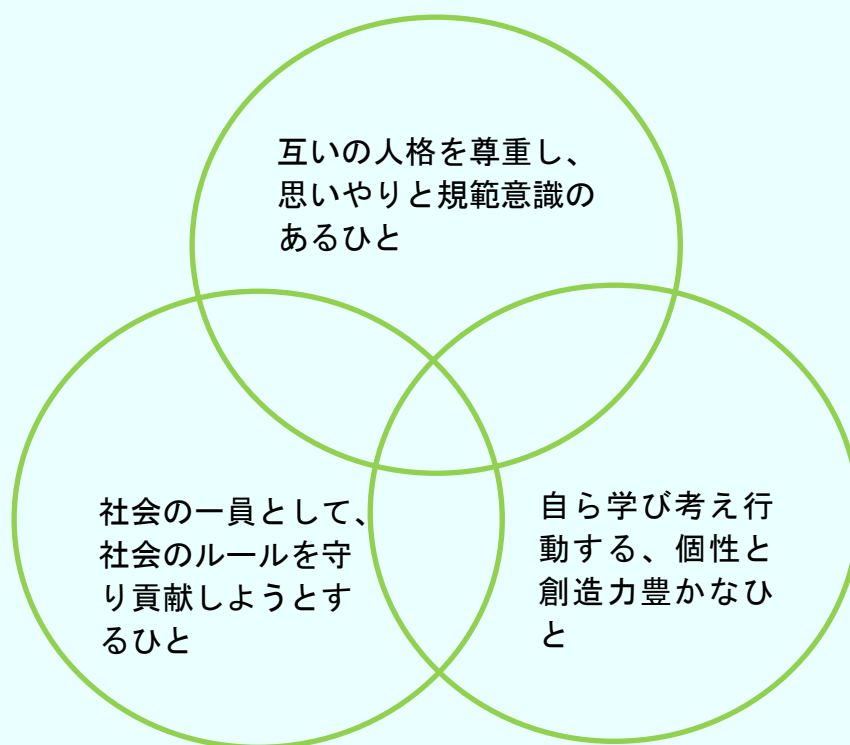
1 瑞穂町教育委員会の教育目標

瑞穂町教育委員会は、人間尊重の精神に徹し自他の生命を尊び、学校、家庭、地域との緊密な連携のもとに、子どもたちが心身ともに健康で、知性と感性に富み、郷土を愛する心と国際感覚をそなえた町民として、人間性豊かに成長することを目指し、教育を推進する。

子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

の育成に向けた教育を重視する。



また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる生涯学習社会の実現を図る。

そして、教育は、学校、家庭、地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての町民が教育に参加することを目指す。

瑞穂町教育委員会は、このような考え方に立って、「みらいに ずっと ほこれるまち 潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして」（第4次瑞穂町長期総合計画の将来都市像／計画期

間：平成23年度～平成32（令和2）年度）の実現に向けて、積極的に教育行政を推進する。

2 瑞穂町教育委員会の基本方針

瑞穂町教育委員会の教育目標を達成するために、以下の基本方針に基づき、学校教育と社会教育の連携を図り、総合的に教育施策を推進する。

～基本方針1～

人権尊重と社会貢献の
精神の育成

～基本方針2～

確かな学力の育成と
個性や創造力の伸長

～基本方針3～

安全な学校と信頼
される教育の確立

～基本方針4～

生涯学習の推進と
施設・環境の整備

3 瑞穂町教育委員会の基本方針と令和2年度主要施策

～ 基本方針1 人権尊重と社会貢献の精神の育成 ～

子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

『基本方針実現のための方向性』

- 1 豊かな心を育て、いのちや人権を尊重する態度を育む教育
- 2 社会の持続的な発展を牽引する力とグローバルに活躍する人材を育成する教育

【主要施策】

- 1-1-(1) 人権教育の推進 《教育指導課》
- 1-1-(2) 考え議論する道徳科の授業の実現と別様に基づく道徳教育の推進
《教育指導課》
- 1-1-(3) 情報モラル教育の推進 《教育指導課》
- 1-1-(4) いじめに対する指導の徹底と丁寧な対応 《教育指導課》
- 1-1-(5) SOSの出し方（自殺防止）に関する教育の推進 《教育指導課》
- 1-1-(6) 人権教育を基盤にした生活指導の推進 《教育指導課》
- 1-2-(1) ふるさと学習「みずほ学」の推進とSDGsの視点に立った主権者教育の推進 《教育指導課、図書館》
- 1-2-(2) 小学校からのプログラミング教育の推進 《学校教育課、教育指導課》
- 1-2-(3) 英語教育、国際交流の推進 《教育指導課、社会教育課》

～ 基本方針2 確かな学力の育成と個性や創造力の伸長 ～

社会の変化に対応できるよう、子どもたち一人ひとりの思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められる。

そのために、確かな学力の育成を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を推進する。

『基本方針実現のための方向性』

- 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育
- 2 健やかな体を育て、健康的に生活する力を育む教育
- 3 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

【主要施策】

- 2-1-(1) 学校内外の生活や学習の基盤をつくる教育の推進 《教育指導課》
- 2-1-(2) 生きてはたらく基礎的な知識・技能の習得や、未知な状況にも対応

できる思考力・判断力・表現力等の育成を図る教育の推進 《教育指導課》

- 2-1-(3) 読書活動の推進 《教育指導課、図書館》
- 2-2-(1) 体力向上と健康教育の推進 《教育指導課、社会教育課》
- 2-2-(2) 部活動指導への支援 《教育指導課》
- 2-2-(3) 食育と食物アレルギー対策の推進 《学校教育課、教育指導課》
- 2-2-(4) 日本の伝統・文化理解教育の推進 《教育指導課》
- 2-3-(1) キャリア教育の推進 《教育指導課、社会教育課》
- 2-3-(2) 特別支援教育の推進 《教育指導課》
- 2-3-(3) 不登校対策の推進 《教育指導課》

～ 基本方針3 安全な学校と信頼される教育の確立 ～

子どもたちが安全で安心した学校生活を送るために、教育行政を力強く展開することが求められる。

そのために、学校、家庭、地域の協働と町民の教育参加を進めるとともに、効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を進めていく。

『基本方針実現のための方向性』

- 1 安全で質の高い教育を支える環境の整備と安全に生活する力を育む教育
- 2 みずほの教育を担う優れた教員の確保と育成
- 3 学校教育に専念できる教員体制と働き方改革の推進
- 4 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育・登下校の安全のしくみづくり
- 5 効率的で透明性の高い開かれた学校の推進

【主要施策】

- 3-1-(1) 安全・安心な学校施設の維持・整備の推進 《学校教育課》
- 3-1-(2) ICT環境の計画的な整備の推進 《学校教育課》
- 3-1-(3) 安全教育の推進と通学路等の安全の確保 《学校教育課、教育指導課》
- 3-1-(4) 就学・進学に関する援助の推進 《学校教育課》
- 3-2-(1) 瑞穂町の教育に尽力したい教員の確保 《教育指導課》
- 3-2-(2) 職層に応じた教員研修や次の職層を意識した教育研修の推進
《教育指導課》
- 3-2-(3) 教育課題や町の施策を推進する委員会・連絡会の設置 《教育指導課》
- 3-2-(4) 校内研究・指定校研究の推進 《教育指導課》
- 3-2-(5) 教職員の服務事故を防止する研修の推進 《教育指導課》
- 3-3-(1) 教員の職務を支援する施策の展開や教員の在校時間の適切な把握と意識改革の推進 《学校教育課、教育指導課》
- 3-4-(1) 地域学校協働本部の設置（全小・中学校）による学習教室等、学校支援の推進 《学校教育課、教育指導課、社会教育課》

3-5-(1) 学校開放（校庭・体育館）の推進 《社会教育課》

3-5-(2) 教育委員会事業の広報 《学校教育課》

～ 基本方針 4 生涯学習の推進と施設・環境の整備 ～

活力ある社会を築いていくために、個人の生活を充実するとともに、一人ひとりが社会に貢献できるようにすることが求められる。

そのために、町民が生涯を通じて、自ら学び、文化やスポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図るとともに、施設や環境の整備に努める。

『基本方針実現のための方向性』

1 生涯学習・青少年健全育成・スポーツの推進と環境の充実

2 図書館・郷土資料館及び耕心館の推進と活用・環境の充実

【主要施策】

4-1-(1) 生涯学習の推進 《社会教育課》

4-1-(2) 子どもの居場所づくり・青少年の健全育成 《社会教育課》

4-1-(3) 豊かな文化の創造と交流機会の提供 《社会教育課》

4-1-(4) 第2次スポーツ推進計画の推進 《社会教育課》

4-1-(5) 社会教育施設の環境整備 《社会教育課・図書館》

4-2-(1) 図書館改修事業の推進 《図書館》

4-2-(2) 第三次子ども読書活動推進計画の推進 《図書館》

4-2-(3) 図書館事業の充実 《図書館》

4-2-(4) 文化財保護の普及・啓発（登録文化財制度の推進） 《図書館》

4-2-(5) 郷土史や自然に関する事業の実施 《図書館》

4-2-(6) 郷土資料館及び耕心館の管理・運営 《図書館》